

令和3年度 第1回 遊佐町総合教育会議

日 時 令和3年6月25日（金）
午後4時～
場 所 遊佐町役場 議事所

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 遊佐小学校校舎増築工事について

(2) 遊佐町史（下巻）について

(3) 令和2年度教育委員会事務点検・評価報告書（案）について

(4) そ の 他

4. 閉 会

遊佐町総合教育会議 名簿

構成員

時田 博機	町長
那須 栄一	教育長
渡邊 宗谷	教育委員・第一教育長職務代理者
石川 茂穎	教育委員・第二教育長職務代理者
石山 幸子	教育委員
齊藤 敦子	教育委員

説明調整員

中川 三彦	総務課長
佐藤 光弥	企画課長

事務局

菅原 三恵子	教育課長
鳥海 広行	教育課長補佐兼総務学事係長
渋谷 志保	教育課長補佐兼文化係長
斎藤 浩一	教育課 社会教育係長
佐藤 健太郎	教育課 学校指導係長兼指導主事

【根拠条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

遊佐町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聞くことができる。

2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

遊佐小学校校舎増築工事概要

1 入札選定の経過について

- (1) 入札の方法 条件付き一般競争入札
 (2) 工期 契約の効力発生の日～令和4年2月28日
 (3) 契約金額 202,400,000円
 (4) 契約者 株式会社高橋工業所

2 補助事業について

- (1) 事業名称 令和3年度公立学校施設整備費負担金事業
 (2) 認定額 79,974千円
 (3) 所管省庁 文部科学省

3 工事の概要について

- (1) 施工場所 遊佐町吉出字和田 地内
 (2) 構造 軽量鉄骨造2階建て
 (3) 建築面積 校舎 324.90 m²、渡り廊下 22.99 m²、計 347.89 m²
 (4) 延べ床面積 校舎 649.80 m²、渡り廊下 22.99 m²、計 672.79 m²

4 主な仕様について

- (1) 主な外装仕様 屋根 : カラーガルバリウム鋼板 はぜ式折板葺き
 外装 : 窯業系防火サイディング横張り
 開口部 : ビル用アルミサッシ
 ガラス : 強化ガラスとフロートガラスによるペアガラス
- (2) 主な内装仕様 天井 : 化粧石膏ボード張り
 壁 : 石膏ボード、ファルカタ合板下地 掲示用クロスビニル張り
 ※ファルカタ合板→画鋲が刺さり易い掲示用合板
 腰壁 : 石膏ボード下地 抗菌塗装シナ合板張り
 床 : 1階 鋼製床下地 複合1種フローリング張り
 2階 テッキコンクリート下地 複合1種フローリング直張り
- (3) 電気設備仕様 LED照明器具、テレビ共同視聴設備、放送設備、電気時計設備
- (4) 機械設備仕様 エアコン : 空冷ヒートポンプシキパッケージ形空調設備
 (暖房強化型エアコン)
 教室 : 全熱交換型換気扇設備
 トイレ : 洋式便器、自動感知洗浄方式
 洗面器(手洗器) : 非接触型自動水栓
 消火設備 : パッケージ型消火設備

遊佐町史下巻について

教育課 文化係

原始時代から幕末の戊辰戦争勃発までを記述した遊佐町史上巻は、平成 20 年 3 月に発刊している。

明治時代以降について記述する下巻について、令和 3 年度末に発刊予定である。

【上巻発刊からの経過】

平成 20 年 3 月の上巻刊行後、引き続き下巻の編さん作業開始



執筆者の辞退等により休止状態



平成 24 年度 目次案及び執筆分担の再設定



執筆者の辞退等により休止状態



平成 30 年度 編さん作業再開

編集委員会 2 回

編さん・編集合同委員会 2 回

・令和元年度 編集委員会 2 回

編さん・編集合同委員会 2 回

・令和 2 年度 編集委員会 1 回

編さん・編集合同委員会 2 回

【構成】

第 1 編 明治前期 近代遊佐のあけぼの

第 2 編 明治中・後期の遊佐

第 3 編 大正・昭和前期の遊佐

第 4 編 現在の遊佐 町村合併から現在へ

【発刊までのスケジュール】

5 月 25 日 編集委員会

6 月 4 日 入札執行

6 月 30 日 印刷会社へ入稿

令和 3 年 8 月～令和 4 年 2 月中旬まで

・校正 3 回

・編さん・編集合同委員会 1 回

・編集委員会 1 回

令和 4 年 3 月下旬 納品

遊佐町史編さん委員会委員 名簿

(任期:令和2年4月1日～令和4年3月31日)

	氏名	住所	備考
◎	渋谷 隆士	遊佐町	学識経験者
○	伊藤 孝太郎	遊佐町	学識経験者
	本間 文巳知	遊佐町	学識経験者
	佐藤 俊之	遊佐町	学識経験者
	齊藤 敦子	遊佐町	教育委員代表

(敬称略 ◎会長、○副会長)

遊佐町史編集委員会委員 名簿

(任期:令和2年4月1日～令和4年3月31日)

	氏名	住所	備考
◎	小野寺 雅昭	酒田市	学識経験者
○	佐藤 源市	遊佐町	//
	阿部 友香	長野県佐久市	//
新	阿部 秀雄	酒田市	//

※ 阿部秀雄氏の任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(敬称略 ◎委員長、○副委員長)

事務局

那須 栄一	教育長
菅原 三恵子	教育課長
渋谷 志保	教育課 課長補佐兼文化係長
金野 史弥	同 主事
渋谷 咲智	同 主事

教育委員会事務点検・評価報告書（案）

★(R3年7月21日現在)★

令和2年度事業



遊佐の小正月行事（滝ノ浦のアマハゲ）

国指定重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産

令和3年9月

遊佐町教育委員会

イラスト：木山由紀子